

「直売所を核とした県産食材消費拡大事業」

企画提案募集要領

1. 募集の趣旨

現在、農産物直売所は全国に1万店以上あると言われ、県内にも数多くの直売所施設が設置されている。市場に流通していなかった県産食材の消費の場や生産者と消費者との交流の場としての役割、観光との連携による地域の活性化等、今後直売所施設の果たす役割は大きい。一方、直売所を活用した効果的な地産地消の取り組みは未だ十分とはいえない状況である。

そこで、県内における直売所の実態を把握するとともに、県内直売所の抱える課題解決に向けた取り組み、観光との連携による誘客モデル事業により、更なる県産食材の消費拡大と地域の活性化へ繋げることを目的として、直売所を核とした県産食材消費拡大事業を行う。

なお、本事業は平成24年度から26年度までの3年間の事業実施を計画しており、今回の公募は平成25年度分の事業内容を対象とする。

※本事業は、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用して沖縄県が実施する事業であり、今回の公募手続きは、国の予算成立を前提とした事前手続きとなります。よって、国の予算成立後、本事業への一括交付金の活用が認められない場合は契約を締結しません。また、委託内容や積算費用等については諸事情により変更することもあります。

2. 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがその要件を満たすこと。
- (2) 単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を設置している法人であること。複数の事業者で事業を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
- (3) 別添提案仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本事業の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (4) 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、各業務ごと（直売所実態調査と地域誘客モデル事業）それぞれ1名以上の責任者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

(注) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日号外政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

3. 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期間：平成25年5月8日(水)～平成25年5月16日(木)17:00

イ 提出書類：参加申込書【様式1】

ウ 提出方法：持参、郵送、ファクシミリまたはEメール

*郵送で提出する場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。

*郵送以外の申請については必ず受信確認を行うこと。

※コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案

ア 提出期限：平成25年5月28日(火)17:00

イ 提出書類：応募申請書【様式2】

企画提案書及び応募書類一式【様式3～7】(下記5.参照)

ウ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

(3) 質問がある場合は、平成25年5月15日(水)までにファクシミリ、Eメールいずれかの方法により質問書【様式8】を提出すること。

ファクシミリまたはEメールで提出する場合は、受信確認が必要。

回答は、5月20日以降に当課ホームページへの掲載をもって回答とする。

※問い合わせ先は、下記13.を参照

4. 提案内容の要件

企画提案仕様書を参照すること。

5. 提出物

(1) 参加申込書 【様式1】

(2) 応募申請書 【様式2】

(3) 企画提案書 【様式3】

(4) 会社概要書 【様式4】

(5) 積算書 【様式5】

(6) 実績書 【様式6】

(7) 誓約書 【様式7】

(8) 参考資料(必要に応じて)

※ コンソーシアムの場合は、【様式4】【様式6】【様式7】については構成員ごと作成するとともに共同企業体協定書の写しを添付すること。

※ 【様式4】会社概要書には2期分の決算書も添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分添付すること。

※ 提出部数： 応募申請書1部、その他については各7部。

(原本1部、残り6部は原本写しを提出)

6. 企画書等の体裁

- (1) 原則として、A4判、縦、左綴りとする。
特に、【様式3】企画提案書については、書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

7. プレゼンテーション審査

- (1) 日時：平成25年6月11日（火）（予定）
- (2) 場所：沖縄県庁 会議室
- (3) 提出された提案書、プレゼンテーション配布資料に基づき説明すること。
※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。
- (4) 審査会場への入場者は3名以内とし、各々15分間（プレゼンテーション10分、質疑応答5分）でプレゼンテーション審査を行う。
- (5) プレゼンテーションを行う時間帯については、平成25年6月4日（火）までに連絡を行う。

8. 審査の方法

- (1) 応募数が4社以上の場合、流通政策課において1次審査（書類審査）を行い、上位3社について2次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募者が4社未満の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。
- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部流通政策課に設置する企画提案審査委員会（仮称）において、各社のプレゼンテーションについて、事業目的、2の応募資格等のもとより、関係専門的視点から検討を加えた後、採点する。
- (3) 総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。
（今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではありません。）
- (4) 前項によって第1位となった応募者については、平成25年6月14日（金）にメールにて通知し、追って書面にて通知予定。あわせて次点以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知予定。

9. 評価基準

- (1) 基本認識
沖縄県における地産地消運動や直売所施設に係る現状・課題といった基礎的知識、地産地消の推進と直売所の活性化に向けての取り組みのノウハウを有しているか。
- (2) 企画提案書の内容
 - ア 事業目的の理解度
 - ・本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。
 - イ 提案内容の優良性
 - ・提案内容は事業テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。
 - ・事業成果の発展可能性は有しているか。
 - ウ 事業実施計画の妥当性
 - ・実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

(3) 業務遂行体制・業務実績の評価

- ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。
- イ 類似業務等実務実績は十分か。

10. スケジュール（予定）

平成 25 年	5 月 8 日（水）	公募開始
	5 月 15 日（水）	質問締切
	5 月 16 日（木） 17:00	参加申込締切
	5 月 28 日（火） 17:00	企画提案締切
	6 月 11 日（火）	プレゼンテーション審査
	6 月中旬	審査・採択決定
	6 月下旬	契約

11. その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却致しません。
- (4) プレゼンテーションに際しては、3（2）の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けません。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表致しません。
- (6) 1 事業者（コンソーシアム）あたり、提案書は 1 件とします。
- (7) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とします。
- (8) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとします。

12. 委託企業決定後の業務執行について

- (1) 契約保証金
契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

※ 契約保証金について（抜粋）

101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法成功令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 カ年に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて誠実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13. お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

沖縄県農林水産部 流通政策課 販売戦略班

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 （県庁 9 階）

電話番号：098-866-2255 FAX：098-862-7519

Eメール：aa048600@pref.okinawa.lg.jp

担当： 近江、長嶺